

様式第1 (第4条関係)

温室効果ガス算定排出量等の報告書

平成23年7月25日

環境大臣 (東北地方環境事務所長) 殿

報告者 住所 〒016-0876 秋田県能代市宇海詠坂3番地2

氏名 能代山本広域市町村圏組合

理事会代表理事 齊藤 滋 宣

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号。以下「法」という。) 第21条の2第1項及び第2項の規定により、温室効果ガス算定排出量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特定排出者コード	9	9	0	5	8	6	1	0	8
特定事業者番号 (特定連鎖化事業者番号)	0067521								
特定排出者の名称 (前回の報告における名称)	のしろやまもとこういきしちょうそんけんくみあい 能代山本広域市町村圏組合								
所在地 (ふりがな)	〒016-0876 あきたけんのしろし 秋田県能代市 あざかいえいざか 宇海詠坂3番地2								
商標又は商号等									
特定排出者の主たる事業	市町村機関				事業コード	9	8	2	1
特定排出者の主たる事業を所管する大臣	経済産業大臣								
特定排出者において常時使用される従業員の数	372人								
温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量	第1表、第2表及び別紙のとおり								
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有		その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)				1. 有		
	2. 無						2. 無		
担当者 (問い合わせ先)	部署	総務企画課企画係							
	氏名 (ふりがな)	さとう みのる 佐藤 実							
	電話番号	0185-89-2316							
※受理年月日	年 月 日				※処理年月日	年 月 日			

- 備考
- 1 本報告書は、特定排出者ごとに作成すること。
 - 2 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者) が署名することができる。
 - 3 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
 - 4 特定事業者番号 (特定連鎖化事業者番号) の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。

- 5 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
- 6 特定排出者が連鎖化事業者該当する場合にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
- 7 特定排出者の主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従つて事業名を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定排出者にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
- 8 特定排出者において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した特定排出者においては事業を開始した日）における人数を記載すること。
- 9 権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第21条の3第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
- 10 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第21条の8第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 11 ※の欄には、記載しないこと。
- 12 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【特定排出者単位の報告】

排出年度：平成22年度

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		温室効果ガス算定排出量				
			①エネルギー 起源 CO ₂	②非エネルギー 起源 CO ₂ (③を除く)	③廃棄物の原燃料 使用に伴う非エネ ルギー起源 CO ₂	④メタン	⑤N ₂ O
			⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨エネルギー起源 CO ₂ (発電所等配分前)	
—	特定排出者全体		①	②	③	④	⑤
			t-CO ₂	8, 465 t-CO ₂	t-CO ₂	11 t-CO ₂	4, 924 t-CO ₂
1	事業の名称	し尿処分業	①	②	③	④	⑤
	細分類番号	8 8 1 2	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	10 t-CO ₂	4, 551 t-CO ₂
	当該事業を 所管する大臣	環境大臣	⑥	⑦	⑧	⑨	
			t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	
2	事業の名称	ごみ処分業	①	②	③	④	⑤
	細分類番号	8 8 1 6	t-CO ₂	8, 465 t-CO ₂	t-CO ₂	1 t-CO ₂	373 t-CO ₂
	当該事業を 所管する大臣	環境大臣	⑥	⑦	⑧	⑨	
			t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	
3	事業の名称		①	②	③	④	⑤
	細分類番号		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
	当該事業を 所管する大臣		⑥	⑦	⑧	⑨	
			t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	

- 備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。
- 2 番号1から3までの項に、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 3 ①～⑨の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
- ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
 - ② 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①及び③を除く。）
 - ③ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
 - ④ メタンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑤ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
 - ⑥ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑦ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑧ 六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
 - ⑨ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）
- 4 ①の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (2) 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (3) 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

- 5 ①の量に、備考の4(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第3表の1及び第3表の2にも必要事項を記載すること。
- 6 ③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
 - (1) 廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用
 - イ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
 - ロ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
 - ハ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途
 - (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用
- 7 ⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
- 8 ⑨の欄は、本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 9 ⑩の欄には、備考の4(1)に掲げる量を記載すること。
- 10 本報告に係る特定排出者がエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑨の欄には記載する必要はないこと。

第2表 特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載すること。

第3表の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

第3表の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

第4表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第3表の1及び第3表の2に記載すること。

第5表の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジットの量及び国内認証排出削減量の量

種 別	合 計 量
1. 京都メカニズムクレジット	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

- 備考 1 本表の1. の欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジット（法第2条第6項に規定する算定割当量をいう。以下同じ。）の合計量を記載すること。また、併せて、第5表の2に、本欄に記載した京都メカニズムクレジットに係る情報を記載すること。
- 2 本表の2. 以降の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。また、併せて、第5表の3に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、その種別ごとに記載すること。

第5表の2 京都メカニズムクレジットに係る情報

識別番号	移転日	移転した量
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 移転日の欄には、国の管理口座への移転を行った日付を記載すること。
 2 本表に記載したすべての京都メカニズムクレジットについて、特定排出者が国の管理口座への移転を行ったことを確認するため、国別登録簿システムから入手できる「算定割当量振替通知」を添付すること。

第5表の3 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
識別番号	対象企業名 (特定排出者コード)	償却日	償却量
			t-CO ₂
			t-CO ₂
			t-CO ₂
			t-CO ₂
合 計 量			t-CO ₂

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 償却日の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、当該日付を記載すること。
 4 本表に記載したすべての国内認証排出削減量について、特定排出者が償却を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第6表 特定排出者が設置する特定事業所の一覧

事業所番号	エネルギー管理指定工場等番号 (指定区分)	事業所の名称	事業所の所在地	事業所において行われる事業				
				事業コード		事業の名称		
1	(第 種)	中央衛生処理場	〒016-0171 秋田県能代市河戸川字西山 下1番地2	8	8	1	2	し尿処分量
2	(第 種)	南部清掃工場	〒018-2401 秋田県山本郡三種町鶴川字 上笠岡70番地21	8	8	1	6	ごみ処分量
3	(第 種)		〒					
4	(第 種)		〒					
5	(第 種)		〒					
6	(第 種)		〒					
7	(第 種)		〒					
8	(第 種)		〒					
9	(第 種)		〒					
10	(第 種)		〒					

- 備考 1 本表には、特定排出者が設置しているすべての特定事業所について必要事項を記載すること。
 2 エネルギー管理指定工場等番号の欄には、別途経済産業大臣による指定が行われている場合に記載すること。
 3 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 4 本表に記載した特定事業所については、当該事業所ごとの温室効果ガス算定排出量等を、別紙を添付することにより報告すること。

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

		事業所番号	1	
事業所の名称 (ふりがな) (前回の報告における名称)	ちゅうおうえいせいしよりじょう 中央衛生処理場			
所在地 (ふりがな)	〒016-0171 あきたけんのしろしかわとがわあざにしやました 秋田県能代市河戸川字西山下1番地2			
事業所において行われる事業	し尿処分業			
特定排出者コード	9	9	0586108	※
都道府県コード	05	事業コード		8812
エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく エネルギー管理指定工場等番号				
温室効果ガス算定排出量	別紙第1表のとおり			
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無
担当者 (問い合わせ先)	部署	総務企画課		
	氏名 (ふりがな)	さとう みのる 佐藤 実		
	電話番号	0185-89-2316		

- 備考
- 1 本別紙は、第6表に記載する事業所ごとに作成すること。
 - 2 事業所番号の欄には、第6表の事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
 - 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 - 4 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 - 5 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
 - 6 権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、法第21条の3第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
 - 7 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第21条の8第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。

事業所番号	1
-------	---

別紙第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量				
①エネルギー起源 CO ₂ t-CO ₂	②非エネルギー起源 CO ₂ (③を除く) t-CO ₂	③廃棄物の原燃料使用に伴 う非エネルギー起源CO ₂ t-CO ₂	④メタン 10 t-CO ₂	⑤N ₂ O 4,551 t-CO ₂
⑥HFC t-CO ₂	⑦PFC t-CO ₂	⑧SF ₆ t-CO ₂	⑨エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前) t-CO ₂	

- 備考 1 ①～⑨の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
- ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
 - ② 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (①及び③を除く。)
 - ③ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
 - ④ メタンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑤ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
 - ⑥ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑦ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑧ 六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
 - ⑨ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (発電所等配分前)
- 2 ①の欄には、次に掲げる量 (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。) の合計量を記載すること
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (2) 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (3) 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 3 ①の量に、備考の2(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第2表にも必要事項を記載すること。
- 4 ③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
- (1) 廃棄物の焼却 (当該廃棄物が燃料 (廃棄物を原材料とする燃料を除く。) に代えて燃焼の用に供される場合に限る。) 又は次に掲げる用途への使用
 - イ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
 - ロ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
 - ハ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途
 - (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用
- 5 ⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
- 6 ⑨の欄は、本別紙に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 7 ⑨の欄には、備考の2(1)に掲げる量を記載すること。
- 8 本報告に係る特定事業所がエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑨の欄には記載する必要はないこと。

別紙第2表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
t-CO ₂ /kWh	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

別紙第3表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表に記載すること。

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

		事業所番号	2	
事業所の名称 (ふりがな) (前回の報告における名称)		なんぶせいそうこうじょう 南部清掃工場		
所在地 (ふりがな)		〒018-2401 あきたけんやまもとぐんみたねちやうかわあざかみかさおか 秋田県山本郡三種町鵜川字上笠岡70番地21		
事業所において行われる事業		ごみ処分業		
特定排出者コード		9	9	0586108 ※
都道府県コード		05	事業コード 8816	
エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく エネルギー管理指定工場等番号				
温室効果ガス算定排出量		別紙第1表のとおり		
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること) 1. 有 2. 無	
担当者 (問い合わせ先)	部署	総務企画課		
	氏名 (ふりがな)	さとう みのる 佐藤 実		
	電話番号	0185-89-2316		

- 備考
- 1 本別紙は、第6表に記載する事業所ごとに作成すること。
 - 2 事業所番号の欄には、第6表の事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
 - 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 - 4 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 - 5 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
 - 6 権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、法第21条の3第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
 - 7 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第21条の8第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。

別紙第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量				
①エネルギー起源 CO ₂	②非エネルギー起源 CO ₂ (③を除く)	③廃棄物の原燃料使用に伴 う非エネルギー起源CO ₂	④メタン	⑤N ₂ O
t-CO ₂	8, 465 t-CO ₂	t-CO ₂	1 t-CO ₂	373 t-CO ₂
⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	
t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	

- 備考 1 ①～⑨の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
- ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
 - ② 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (①及び③を除く。)
 - ③ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
 - ④ メタンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑤ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
 - ⑥ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑦ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑧ 六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
 - ⑨ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (発電所等配分前)
- 2 ①の欄には、次に掲げる量 (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。) の合計量を記載すること
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (2) 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (3) 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 3 ①の量に、備考の2(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第2表にも必要事項を記載すること。
- 4 ③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
- (1) 廃棄物の焼却 (当該廃棄物が燃料 (廃棄物を原材料とする燃料を除く。) に代えて燃焼の用に供される場合に限る。) 又は次に掲げる用途への使用
 - イ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
 - ロ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
 - ハ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途
 - (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用
- 5 ⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
- 6 ⑨の欄は、本別紙に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 7 ⑨の欄には、備考の2(1)に掲げる量を記載すること。
- 8 本報告に係る特定事業所がエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑨の欄には記載する必要はないこと。

別紙第2表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
t-CO ₂ /kWh	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

別紙第3表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表に記載すること。